

令和元年第9回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年9月11日（水）午前9時30分～午前10時40分

開催場所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：8名）

1番：井川 輝征 3番：宮本 和市 5番：谷口 孝一

6番：塚本 壽 7番：草野 義雄 8番：田口 昭広

10番：阪口 修一 11番：片山 幸弘

（欠席：3名）

2番：尾上 春樹 4番：藤井 雅史 9番：寺本 眞理子

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：中川 光春

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：道園 浩二

10番：小崎 良一 11番：木川 保 13番：野田 和夫

14番：渕上 米作 15番：山田 和治

（欠席：1名）

12番：一川 清

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第18号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第39号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第40号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。毎日大変暑い日が続いておりますが、本日は御出席いただきありがとうございます。また、先日の農地利用最適化推進大会（8月29日開催）への御出席ありがとうございます。</p> <p>年々、異常気象で真夏日が続いております。この気温で海水温が上がって、温度が27℃を超えると水蒸気になって、台風になるそうです。最近は関東地方で、台風による被害が出ており、特に千葉県では、梨の産地ですがほとんど落ちてしまっていて、大きな被害を受けたようです。今後、稲作の収穫作業から果樹等の管理がありますが、この暑さに負けないように頑張ってくださいと思います。</p> <p>只今より、令和元年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>2番「尾上春樹」委員、4番「藤井雅史」委員、9番「寺本真理子」委員、12番「一川清」推進委員から、欠席報告があっております。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、3番「宮本和市」委員、4番「藤井雅史」委員とありますが、4番「藤井」委員が欠席ですので、3番「宮本和市」委員、5番「谷口孝一」委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に報告があります。</p> <p>総会議案書3ページの議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」の整理番号2番につきまして、申請者から「許可申請の取り下げ願い」が提出されましたので、議案から取り下げることが報告いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第18号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
福田局長	<p>おはようございます。</p> <p>本日ご提案しております、議案につきましては、担当係長から説明させます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
川田係長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第18号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p>

	<p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・借入人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は、携帯電話無線基地局設置になります。</p> <p>これは、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定に基づく「認定電気通信事業者が設置する有線電気通信のための中継施設」に該当するため、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、田浦の大木場地区「大木場地区ふれあいセンター」南西側の約180mの位置です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は耕作放棄地で非常に狭く、細長い農地でした。高さは約15mということで、周囲に影響はないと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・借入人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は、携帯電話無線基地局になります。</p> <p>こちらも整理番号1番同様、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定に基づく「認定電気通信事業者が設置する有線電気通信のための中継施設」に該当し、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、伏木氏集落の中心地に位置し、「伏木氏神社」の南側になります。現地確認ですが、申請地は野菜等を作付けしてあり、周辺は宅地でした。高さは約15mということで、周囲に影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件は、私が担当地区になりますので、私が説明します。</p> <p>先ほど、事務局からありましたとおり、携帯電話の中継施設ということで、特に問題はないと思います。</p> <p>担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。</p>
本郷推進委員	<p>説明があったとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

片山会長	続きまして、2番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	現地確認に行きました。事務局からの説明のとおりで、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。
矢野推進委員	現地は、携帯電話の電波が入りづらく、ここに建てることで近辺は電波が入り、連絡も取れやすくなるということです。よろしくお願いします。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第18号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第18号につきましてはこれで終わります。</p> <p>次に、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、病気等により耕作管理が困難なため売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、自宅近くにあり便利であるため買い受ける。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、横居木公民館の南西側、約130mの位置で譲受人自宅の裏側になります。</p> <p>現地確認では、申請地は草払い等がされており、適正に管理されていました。買い受け後は、柚子を作付けするということでした。</p> <p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買、申請理由ですが、病気等で耕作管理が困難になったので、申請地が自宅近くにある譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、譲渡人の要望もあり、自宅に近く便利であるため、買い受けるということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p>

	<p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、自宅近くにあり便利であるため買い受ける.となつています。</p> <p>ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は米田地区「賀倉公民館」の南東側、約50mの場所で譲受人自宅の隣接地になります。</p> <p>現地確認ですが、柿が作付けしてあり適正に管理されていきました。買い受け後は柿の他にミカンなどを作付けし、管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の2ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買、申請理由は高齢により耕作管理が困難になったので、申請地が自宅近くにある譲受人へ売り渡すということです。譲受人ですが、自宅近くに便利のため買い受けるということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件は私が担当地区になりますので、私が説明します。</p> <p>先程、事務局から説明のあったとおりですので、よろしくをお願いします。</p> <p>担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。</p>
本郷推進委員	<p>場所は譲受人自宅の近くで、本人もしっかり管理されると思います。</p>
片山会長	<p>2番の案件を「5番の谷口」委員にお願いします。</p>
谷口委員	<p>該当地は譲受人自宅の隣接地です。近隣の方も譲受人が管理してくれたら良いという意見がありましたので、問題ないと思います。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「坂口恵美子」推進委員からお願いします。</p>
坂口推進委員	<p>谷口委員が言われたとおりです。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第36号につきまして、質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>「所有権移転の部」1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、申請者の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は駐車場です。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「ファーマーズマーケットでこぼん」の南東側で「ナフコ芦北店」との間の場所になります。</p> <p>申請地は、事業計画地の真ん中の筆です。</p> <p>現地確認では、申請地はJAが試験栽培などを行うのに所有しており、駐車場が不足しているため、隣接農地を含め駐車場を整備するということです。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>配置図の②が4条申請地で、①と③は所有権移転を伴う5条申請地になります。 事業計画は記載のとおりで、新たに一般車両112台分を確保する計画です。 排水は雨水のみで、県道側の排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料7ページをお願いします。農地区分図を載せています。 申請地は市街化が著しい区域内の農地で、「芦北インター出口」から約245mの距離に位置しているため、第3種農地に該当します。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p>

	<p>●立地基準ですが、先ほど説明したとおり、農地区分は第3種農地です。 第3種農地は、原則転用可能な農地に分類されます。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、ファーマーズマーケットでこぼんを運営していますが、現在の駐車場収容台数126台分では不足するため、新たに駐車場を整備する」ものです。 代替の可能性については、申請地が第3種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	<p>事務局から詳しく説明のあったとおりです。現場は、でこぼんとナフコの間で、前回、今年の1月頃にあった淳光保育園の件で、埋立地の隣になります。</p> <p>事務局と田口推進委員、JA、松下不動産で現地確認を行いました。水利組合からの許可も得ており、用水・排水も完備していますので、何ら問題ないと思います。</p>
片山会長	引き続き、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	<p>田口委員の言われたとおりです。</p> <p>排水等に支障がないとのことですので、よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第37号について、質疑ありませんか。</p> <p>…6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>この申請地は、優良農地で商業化されている地域であることも認識しておりますが、ここで次々と施設ができることで、田んぼが潰れて農地が減る分、農業者に対しての負荷・負担金が増えてくるわけですね。これをどのように対処するのかということ。また、用水路・排水路の設備がありますけれども、50年から100年の間に更新していかなければならないですが、金額的な負担があるわけですね。</p> <p>農地が減り、負担金だけが増えていく。これは大事な問題だと捉えておりますが、いかがでしょうか。</p>

片山会長	事務局より回答をお願いします。
川田係長	申請者への確認は取れていませんが、実際そのような問題が生じていると思います。事務局としては、水利組合からの同意が得られておりますので、J Aとの話し合いはされているのかなと思います。こちらでも確認を取りたいと思います。 水利組合の話をまとめた後、どうされるのかというところだと思います。 今の段階では、これだけしか回答できません。
塚本委員	実際、そういうことだと思います。 すぐ影響がでるわけではないですが、非常に負担金が増えてくるので、これでは解消せずにそのまま潰れてしまうような感じがします。 このような問題を早急に対応しないと難しい問題になるのではないかと危惧しています。農家側の負担だと思わずに他のやり方ができないか、考えておくべき問題だと思います。
片山会長	このまま耕作放棄地や耕作者が減っていきますと、残った人で相当な負担がかかり大変です。今後、そのような問題により、作る人がいなくなる可能性もありますので、検討課題とさせていただきます。
塚本委員	事務局長から意見をお願いします。
福田局長	将来に向けて、農業関係の施設を維持していくのには、ケースバイケースで多額の投資・費用を要することがあると話のとおりだと思います。それに対しまして、農林水産課ではどのような支援ができるか、しっかり地元の話を聞いた上で、対処していきたいと思います。 また、地域性や費用の大きさもありますので、あらかじめ話を聞き、例えば、町だけで出来なければ、県へ事業が出来ないか、国で事業が出来ないか等、地元の負担が少ないものを探して効率的な営農が出来るように考えていき、地元の方と話を重ねながら、しっかりと対処していきたいと思います。
塚本委員	わかりました。
片山会長	それでは、議案第37号につきまして、他に質疑ありませんか。 …5番、谷口委員。
谷口委員	転用関係ではありませんが、申請地と施設のでこぼんとの間に道がありますが、ここは町道ですか。農道ですか。道幅は広くなるのでしょうか。
片山会長	この件につきまして、事務局長よりお願いします。
福田局長	この申請地は、農業振興地域の農用地区域に入っておりますので、まず、農用地区域から除外手続きをする折に、地元関係者の方が同じ質問をされました。当然、駐車場となれば、今よりもさらに車の出入りが多くなるだろうから、併せて、道路

	<p>の改良もされたら良いですねというお話でした。</p> <p>この話を聞きまして、所管課が建設課になるものですから、このような話が出ましたと建設課へ伝えました。この話は、関係する地元からの声・要望として、建設課に繋いでおりますので、建設課の方でも検討していると思います。</p>
谷口委員	<p>ここは現在、農道になるのですか。</p>
福田局長	<p>建設課が維持・管理している町道になります。</p>
谷口委員	<p>将来のためにも、道幅を拡張した方が良いと思いましたが。</p>
福田局長	<p>どういった方法で、今よりも利便性が良くなるように整備するかは、建設課でも対応を考えていると聞いております。</p>
谷口委員	<p>わかりました。</p> <p>是非、便利で安全な道路にしてもらえればと思います。</p>
片山会長	<p>議案第37号につきまして、他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は駐車場です。2人の譲渡人から申請地を買い受け、駐車場を整備するものです。</p> <p>本案件は、先ほど説明しました議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書審議の整備番号1番で説明しました案件と関係していますので、説明が重複する部分は割愛します。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、事業計画地の両端の2筆になります。</p> <p>現地確認では、申請地①は水稻が作付けしてありました。申請地②は耕作放棄地</p>

であり、管理されていない状況でした。転用した場合、県道側の農地が残りますが影響はないと感じました。

配置図・排水計画図及び農地区分図については、先ほど説明したとおりです。黄色調査書の4ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準及び一般基準ですが、先ほど説明したとおりであり、本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は駐車場です。2人の譲渡人から申請地を買い受け、駐車場を整備するものです。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「コスモス芦北店」の南側、約100mの位置で、譲受人が運営する認定こども園の道を挟んで向かい側になります。

現地確認では、申請地は草刈り等の管理はされてい

ました。周囲に農地は無く、駐車場として整備しても問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。配置図のとおり、一般車両10台分の駐車場を整備する計画です。排水は雨水のみで南側の水路に排水する計画です。

ピンク色総会資料11ページをお願いします。農地の広がりですが、斜線部分の287㎡です。

黄色調査書の5ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり

が10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。●申請理由及び代替の可能性は、「譲受人はこども園を経営していますが、駐車場が不足しているため、こども園から近い、申請地を買い受け、駐車場を整備するものです。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無い

	<p>ことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	先ほどの事務局からの説明とおりです。
片山会長	2番の案件は「8番の田口昭広」委員が関係しておりますので、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第38号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきましては、「田口昭広」委員が関係していますので、田口委員に一時退席を求めます。</p> <p>(「田口昭広」委員一時退席)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>「田口」委員に入室をお願いします。</p> <p>(「田口昭広」委員着席)</p> <p>次に、議案第39号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

川田係長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第39号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部、1番から3番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>全て転貸で設定期間も全て新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>使用賃貸借権設定の部、1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜・果樹で設定期間は新規設定の3年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第39号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>…6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>この件については、3件とも賃借料がかなり高くなっているように思うのですが、どういうことかお尋ねします。</p>
片山会長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>賃借料の違いですが、1番の案件について、701㎡の方が野菜を作付けすることで反当り1万3千円。下の691㎡の方が施設栽培をすることで、反当り5万円に設定してあります。施設で栽培するため、高く設定してあるということです。</p> <p>2番についても、施設栽培をすることで反当り5万円。</p> <p>3番の件は、水稻ということです。</p>
塚本委員	<p>単価の差はわかりました。</p> <p>農地の繋がりはどうなっていますか。</p>
川田係長	<p>確認は出来ておりませんが、地番からみれば連担はしていると思われれます。</p>
塚本委員	<p>繋がっていれば問題ないと思います。ただ、危惧するところがあり、仮定の話ですが、先日行われた研修会に参加した時、農地を集積する際に地域で賃借料の差が</p>

	<p>あると支障が出ると話を聞いているので、賃借料等の問題があると思い、質問いたしました。</p>
片山会長	<p>この周辺の土地は、JAのいちご農園であります。以前もこのような価格が出ていました。一般的な貸し借りの場合、10aあたり1俵の相場としておりますけれども、今回の5万円というのがどこでも出てくるわけではないので、そこまでの心配はいらぬのかと思われまます。</p>
塚本委員	<p>共通の認識として、もってあれば良いのかなと思います。</p> <p>芦北町は以前、農業を売り出していたという面から言いますと、観光目的として有効だろうと思います。農地が潰れるのは耐え難いですが、将来のことを考えるとやむを得ないかと思ひます。また、先ほど話しました、農民が苦しい立場になるのを補助する体制をとってほしいと思ひます。</p>
片山委員	<p>塚本委員より貴重な意見ありがとうございました。農業委員・推進委員の皆様も農業の将来を真剣に考えておられると思ひますので、このような場で発していただき、将来に向けて皆様のご協力お願いいたします。</p> <p>他に、議案第39号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第40号「農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

川田係長

議案書の7ページをお願いします。

議案第40号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。

1番から3番は、一つの農地の集団に位置していますので、まとめて説明します。申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。

農地の状況・周囲の状況ですが、1番から3番まで全て森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。

現地確認の判断結果ですが、1番から3番まで全てにおいて非農地と判断できると思われます。

詳細について、説明いたします。

別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。

1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、肥薩おれんじ鉄道「たのうら御立岬公園駅」の北西側、約240mの場所で、赤色の斜線部分の箇所になります。

2ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。

3ページをお願いします。

上の写真が田の浦荘駐車場側からの遠景、下の写真が近景です。

4ページをお願いします。

上の写真が肥薩おれんじ鉄道側からの遠景、下の写真が近景です。

写真のとおり雑木・竹等が生い茂り、山林化していました。

5ページをお願いします。現地確認の結果を記載しています。

現地確認の調査結果ですが、申請地は全て雑木などが生い茂り、山林化していました。

よって、申請地全部において、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。

議案書に戻ります。

4番及び5番についても同じ箇所になりますので、まとめて説明します。

申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。

農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。

現地確認の判断結果ですが、4番・5番ともに非農地と判断できると思われます。

	<p>詳細について、説明します。</p> <p>別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の6ページをお願いします。</p> <p>申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、先月の総会で非農地判断審議を行った箇所近辺になりますが、「大野温泉センター」の南東側、約650mと800mの場所で赤く塗っている2箇所になります。</p> <p>7ページに航空写真図を載せています。斜線の場所が申請地になります。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>上の写真が整理番号4番の遠景です。下の写真が整理番号5番の遠景です。</p> <p>どちらも写真のとおり、雑木等が生い茂り、山林化していました。</p> <p>9ページをお願いします。現地確認の結果を記載しております。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、整理番号4番・5番ともに雑木などが生い茂り、山林化していました。</p> <p>よって、申請地全部において、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から3番までの案件は「9番の寺本」委員ですが、欠席ですので担当地区の「牧」推進委員をお願いします。</p>
牧推進委員	<p>現地確認は、事務局の説明どおりでございます。</p> <p>当日は出席できませんでしたので、後日、現地確認を行いましたところ、竹等が生えており、農地としての復元は難しいのではないかと思います。</p> <p>非農地判断でお願いいたします。</p>
片山会長	<p>4番から5番までの案件をまとめて「3番の宮本」委員をお願いします。</p>
宮本委員	<p>先日、現地確認に行きました。先月に非農地判断した場所の隣接地でして、雑木等が生い茂り、非農地の判断をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「木川」推進委員からお願いします。</p>
木川推進委員	<p>事務局と宮本委員と現地確認を行いました。ほとんど木が生い茂って農地の状況ではありませんでしたので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第40号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。
お諮りします。

1 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。

2 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。

3 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3 番につきましては、原案のとおり決定しました。

4 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4 番につきましては、原案のとおり決定しました。

5 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5 番につきましては、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。